

## 第4章 原子力災害中長期対策



## 第1節 復旧・復興対応

### 1 方針

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合において、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して被災地域の復旧・復興対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 2 緊急事態解除宣言後の対応

#### (1) 原子力災害事後対策実施区域の設定

市は、国、県と協議のうえ、状況に応じて原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

#### (2) 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

#### (3) 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、水道水・飲食物の摂取制限、農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認し、市民等に速やかに周知するものとする。

#### (4) 災害地域住民に係る記録等の作成

市は、災害発生後の緊急時応急対応を実施する段階から、継続的に災害地域住民に係る記録を作成するものとする。

##### [記録すべき記録の例]

- ・ 避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。
- ・ 被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

## 第2節 被災者等の生活再建等の支援

### 1 生活資金等の支援

市は、国、県と連携し、被災者等の生活再建に向けた生活資金の支給やその迅速な処理のための支援に努めるものとする。

### 2 相談窓口等の設置

市は、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。市外へ避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体からの協力を得て、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

## 第3節 産業等への支援

### 1 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県及び関係機関・団体とともに、原子力災害による風評被害の防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適切な流通の確保、観光客等の誘致等のための取組を実施する。

### 2 被災中小企業者、農林水産業者等に対する支援

市は、国、県と連携し、必要に応じ各種貸付及び制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付などの支援措置を行うほか、被災中小企業者・農林水産業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

## 第4節 心身の健康相談体制の整備

市は防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、国、県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。